

I 愛媛県男女共同参画計画の理念

1 男女共同参画社会のイメージ

令和 12 年（西暦 2030 年）には次のような姿になることをイメージしています。

《家庭では》

- 男女が共に家事・育児・介護などに参画し、喜びや苦労を分かち合っています。
- 多様な保育サービスを受けながら、ゆとりをもって子育てをしています。
- 介護を家族だけが行うのではなく、社会が支援しています。

《学校では》

- 子どもたちが互いの個性を大切に、協力し合って育っています。
- 次のステップ（進学、就職など）へ個人の適性を尊重した多様な選択がなされています。

《地域では》

- 男女が共に地域活動に積極的に参加し、豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- 防災、減災など地域の安全を守るために男女共同参画の視点を取り入れられています。
- 女性リーダーもたくさん活躍しています。

《職場では》

- 人生 100 年時代の到来を迎え、若い時からその時々の人生ステージにおいて、それぞれの希望に応じた働き方、学び方、生き方を選択できるようになっています。
- 採用、昇進、賃金などで男女格差が解消され、個人の能力、意欲を十分に発揮しています。
- 女性の経営者や管理職もたくさん活躍しています。

2 愛媛県男女共同参画計画の理念

人口減少社会の本格化や、家族や地域の変化、デジタル化の進展など社会が激変していく中で、このような変化に対応していくためには、性別を問わず全ての人がそれぞれの個性と能力を発揮し、地域社会の一員として貢献できる「男女共同参画社会づくり」を推進していく必要があります。そして、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、性別、年齢、国籍、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人々が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものです。

日本国憲法において個人の尊重と男女平等の理念がうたわれてから三四半世紀が経過し、平成 11 年には、男女の実質的な機会の平等を目指して、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」を基本理念とする男女共同参画社会基本法が施行されました。

基本法に基づき国は男女共同参画基本計画を定め、本県ではこれを勘案して平成 13 年 5 月に本計画（愛媛県男女共同参画計画）を策定するとともに、平成 14 年には愛媛県男女共同参画推進条例を制定しました。県条例の理念には、基本法の理念に加え「経済活動の分野における男女の協働」「教育の分野における自立の精神と男女平等意識の涵養」「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」をうたって

います。

愛媛県は、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、愛媛県男女共同参画推進条例の理念の下で、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮する社会 男女共同参画社会の実現を目指します。